よくあるご質問

Q1. 最近父の物忘れがひどく なってきました。

施設の入居金は父の口座のお金を使用するつもりですが、子どもが手続きして問題ありませんか?





A1. いざ施設への入居金を支払うときに、お父様が認知症になってしまっていると、銀行口座が凍結されて支払えない場合もあります。 事前に信頼できるお子様に信託しておくことをお勧めします。

Q2. 叔母が現在一人暮らしをしていて、買い物等の手伝いをしています。今後のことが心配ですが、何か対策はありますか?



A2. 今後、叔母様が認知症や病気等で長期入院されると、ご自宅は空き家のまま手続きが困難となってしまいます。



事前に姪御様等に信託しておけば、 信託された人が売買やリフォーム等 の手続きができるので、叔母様の介 護費用や生活費に充てることもでき ます。

Q3. 高齢の父はアパート経営を しています。今は元気ですが、 今後アパートの管理や修繕の手続き ができなくなることを心配していま す。

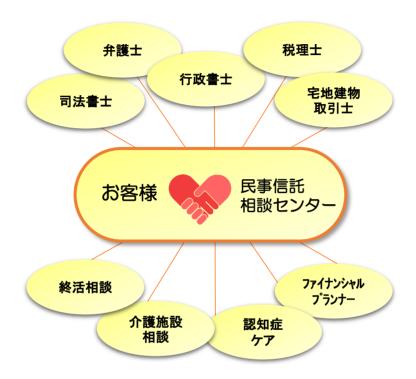




A3. お父様が認知症や寝たきりになると、アパートの家賃管理や修繕等の契約行為ができなくなります。 父から子へ信託することで、契約日その日から、父と子で話し合いながら不動産の管理を進めることができます。

家族信託に関わる様々な問題 にチームで対応いたします

一人で悩まず、まずはお電話を!



一般社団法人民事信託相談センター

〒231-0063 神奈川県横浜市中区花咲町3-87 NSGビル401

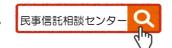
100 0120-408-409

(受付時間 平日9:00~18:00)

E-mail: k.h@minjishintaku.org https://www.minjishintaku.org/



セミナーは毎月開催しています。 詳しくはHPをご覧ください。



あんしんの 認知症 • 介護対策

認知症 対策

介護費用 対策

空き家 対策 家族信託

信頼できる-

人に財産を託す

後見制度 の前に



-般社団法人民事信託相談センター

家族信託とは



もし親御さんが認知症になってしまうと、本人名義の口座が 凍結されたり、ご自宅の手続きができなくなることがあります。

家族信託とは、ご本人(委託者)が判断ができるときに、 あらかじめ信頼できる家族等(受託者)に財産の管理を託す という契約をしておく制度です。

これにより、万一ご本人が認知症等により判断ができなく なっても、代わりに家族が銀行や自宅の対応をすることが できます。

介護の時代に備えるための対策として、

今、注目されています!









例えばこんな取り組みもできます

- ●子供が障害を抱えている
- ●お一人様で身寄りがない
- ●友人等、法的な家族以外との契約

• • • 等々

家族信託なら、成年後見制度に頼らず認知症等の対策ができます



人生の集大成の時代、相続対策ではできない範囲の対策がお元気なうちから始められます。

まずは将来の介護の準備に ついて話をしましょう!

相談料 無料

セミナーは毎月開催して います。詳しくはホーム ページをご覧ください。



民事信託相談センタ

セミナー&個別の相談

心配ごとの解決に家族信託が有効かどうか まずはご相談ください。

ご家族での話し合い(※重要)

弊社相談員と提携専門家がお伺いし、 皆様のお考えを十分にお聞きして、心配 ごとを解決できるようサポートします。

契約に向けての準備

必要書類の手配をし、契約書案を事前に ご確認いただき、調整していきます。

ご契約

一般契約または公正証書の契約を行います。

不動産登記

弊社提携の司法書士が、信託不動産登記を 行います。※不動産を信託する場合のみ

アフターフォロー(※重要)

家族信託は契約して終了ではなくスタート です。ご質問や心配ごとがありましたら いつでもご連絡ください。